

年金や各種手当

それぞれの制度で支給を受けるためには申請が必要です。おひとりずつ状況が違いため、制度が利用できるかどうかなど、詳しくは下記の相談窓口までお気軽にご相談ください。

■ 障害基礎年金（国民年金）

● 対象者

次の(1)または(2)のいずれかに該当する方に支給されます。

(1) 20歳以後の障がい

国民年金法に定める障害等級1・2級（障害者手帳の等級とは異なる）に該当する方のうち、その障がいの原因となった病気・けがの初診日（初めて診療を受けた日）の時点で、

- ① 国民年金に加入している方
- ② 被保険者の資格を失ったあと、60歳以上65歳未満で日本国内に住所のある方（原則として、老齢基礎年金の未請求者に限る）

のいずれかで、初診日の前日において初診日の前々月までに保険料を納めた期間（免除期間を含む）が加入期間の3分の2以上ある方。または、初診日が2026年3月31日以前である場合は、初診日の前日において初診日の前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がない方。（初診日以降に納付された保険料は納めた期間となりません）

(2) 20歳前の障がい

20歳前に初診日がある場合は、20歳になったとき（初診日から1年半を経過していること）にその病気・けがによる障がいが国民年金法に定める障害等級1・2級（障害者手帳の等級とは異なる）に該当する方。（所得制限あり）

※障がい者ふくしのしおりP38から抜粋

- 問い合わせ先 各区役所区民課（国保年金班）

中央区役所	区民課	TEL096-328-2278
東区役所	区民課	TEL 096-367-9125
西区役所	区民課	TEL 096-329-1198
南区役所	区民課	TEL 096-357-4128
北区役所	区民課	TEL 096-272-6905

■ 障害厚生年金・障害共済年金

障がいの原因となった病気・けがの初診日の時点で、厚生年金または共済組合に加入していた方のうち、それぞれに定める障害等級に該当する方に支給されます。詳しくは、各担当窓口へお問い合わせください。

※障がい者ふくしのしおりP38から抜粋

- 問い合わせ先 障害厚生年金：熊本西年金事務所 TEL 096-353-0142
熊本東年金事務所 TEL 096-367-2503
障害共済年金：各共済組合

■ 特別障害給付金

国民年金の任意加入対象者で任意加入していなかったために、障害基礎年金等の受給権を有していない障がい者に特別障害給付金が支給されます。

●対象者

- (1)平成3年3月以前の任意加入対象であった学生
- (2)昭和61年3月以前の任意加入対象であった厚生年金・共済組合等に加入していた人の配偶者

上記(1)(2)に該当する方で、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在国民年金法に定める障害等級1・2級（障害者手帳の等級とは異なる）に該当する方。
(所得制限あり)

ただし、65歳に達する前日までに当該障害状態に該当された方に限ります。

※障がい者ふくしのしおりP39から抜粋

- 問い合わせ先 各区役所区民課（国保年金班）
中央区役所 区民課 TEL096-328-2278
東 区役所 区民課 TEL 096-367-9125
西 区役所 区民課 TEL 096-329-1198
南 区役所 区民課 TEL 096-357-4128
北 区役所 区民課 TEL 096-272-6905

■ 特別障害者手当・障害児福祉手当

〈特別障害者手当〉

重度の障がいのため日常生活において常時特別の介護を要する20歳以上の方に支給されます。（所得制限あり）

ただし、病院または診療所に継続して3ヶ月を超えて入院している方や施設入所者には支給されません。

●対象者

次のいずれかに該当する方

- (1) おおむね、重度の障がい が 2 つ以上ある方
- (2) 重度の肢体不自由（寝たきり等）で、日常生活動作が一人ではほとんどできない方
- (3) 絶対安静の症状が長く続いている方
- (4) 重度の精神障がい（知的障がいを含む）のため、食事・用便・会話等の日常生活能力がほとんどない方

※障がい者ふくしのしおりP39から抜粋

●申請窓口

各区役所福祉課

中央区役所	福祉課	TEL096-328-2313
東 区役所	福祉課	TEL 096-367-9177
西 区役所	福祉課	TEL 096-329-5403
南 区役所	福祉課	TEL 096-357-4129
北 区役所	福祉課	TEL 096-272-1118

各総合出張所

熊本市託麻総合出張所	TEL096-380-3111
熊本市河内総合出張所	TEL096-276-1111
熊本市天明総合出張所	TEL096-223-1111
熊本市幸田総合出張所	TEL096-378-0172
熊本市城南総合出張所	TEL0964-28-3111
熊本市清水総合出張所	TEL096-343-9161
熊本市龍田総合出張所	TEL096-338-2231

●問い合わせ先 各区役所福祉課

〈障害児福祉手当〉

重度の障がいのため日常生活において常時介護を要する20歳未満の方に支給されます。（所得制限あり）ただし、施設入所者には支給されません。

●対象者

次のいずれかに該当する方

- (1)身体障害者手帳 1～2 級相当の障がいのある方
- (2)療育手帳A1 相当の障がいのある方
- (3)その他(1)(2)と同程度の障がいのある方

※障がい者ふくしのしおりP40から抜粋

●申請窓口

各区役所福祉課、各総合出張所（前ページに掲載）

●問い合わせ先 各区役所福祉課（前ページに掲載）

■特別児童扶養手当

20歳未満の（法令により定められた程度の障がいの状態にある）障がい児を監護・養育する父母等に支給される手当です。（所得制限あり）

受給資格が認定（診断書等で判断）されると、障がい程度（1級・2級）に応じて、申請月の翌月分から、原則として毎年4月・8月・11月に手当が支給されます。

※手当の受給（申請）ができない方

- (1)監護、養育している障がい児が、単独で施設等に入所しているとき
- (2)監護、養育している障がい児が、日本国内に住所を有していないとき
- (3)監護、養育している障がい児が、当該障がいを支給事由とする年金を受給しているとき等

●申請窓口

各区役所福祉課、各総合出張所（前ページに掲載）

●問い合わせ先 各区役所福祉課（前ページに掲載）

※障がい者ふくしのしおりP40から抜粋

■ 児童扶養手当

父又は母のいない児童や、一定の障がいのある父又は母（障害基礎年金1級程度）を持つ児童等を監護している母又は父、及び母又は父にかわってその児童を養育している方に支給されます（所得制限あり）。

対象となる児童は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童または20歳未満で一定の障がいのある児童です。ただし、児童が施設に入所している場合は支給されません。児童が公的年金等を受けられることができる場合や、父又は母に支給される公的年金の加算対象となっている場合は、児童扶養手当額から公的年金等の額および公的年金の加算額を差し引いた額で支給されます。

公的年金のうち障害基礎年金等を受けている場合は、児童扶養手当額から障害基礎年金等の加算額を差し引いた額が支給されます。

● 申請窓口

各区役所保健こども課、各総合出張所

● 問い合わせ先 各区役所保健こども課

中央区役所	保健こども課	TEL 096-328-2419
東 区役所	保健こども課	TEL 096-367-9134
西 区役所	保健こども課	TEL 096-329-1147
南 区役所	保健こども課	TEL 096-357-4138
北 区役所	保健こども課	TEL 096-272-1128

※障がい者ふくしのしおりP41から抜粋

■ 心身障害者扶養共済制度

加入者が死亡又は重度障がいを有する状態になった場合、障がいのある方に年金（1口につき月額20,000円）が支給されます。1人2口まで加入することができ、掛金は加入時の年齢等により1口につき、月額9,300円～23,300円です。納められた掛金は返還されません。

◆ 加入者の要件

- (1)市内に住所を有すること
- (2)加入時の年度の4月1日時点の年齢が満65歳未満であること
- (3)生命保険契約の対象となる健康状態であること

◆ 障がいのある方の範囲

- (1)知的障がい
- (2)身体障害者手帳を所持し、その障がい1級から3級までに該当する障がい
- (3)精神または身体に永続的な障がいのある方（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病等）で、その障がいの程度が上記(1)または(2)の者と同程度と認められる方※障がいの程度によっては、ご加入いただけない場合があります。

● 申請・問い合わせ窓口

障がい福祉課 TEL096-361-2519

※障がい者ふくしのしおりP42から抜粋

■生活保護

生活費等に困っている世帯は、生活保護法による援助が受けられる場合があります。他制度の利用、働く能力の活用、資産活用等検討のうえ判断されます。

●問い合わせ先

各区役所保護課

中央区役所 保護課 TEL 096-328-2320

東 区役所 保護課 TEL 096-367-9129

西 区役所 保護課 TEL 096-329-6839

南 区役所 保護課 TEL 096-357-4134

北 区役所 保護課 TEL 096-272-6910

※障がい者ふくしのしおりP44から抜粋